

平成23年度第1回「森林の未来を考える懇談会」議事録

- 1 日 時 平成23年11月15日（火） 10時30分～12時30分
- 2 場 所 杉妻会館 4階 牡丹A
- 3 出席委員 7名
- 4 議 事

司会 (森林計画課 主幹)	<p>本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>これより、平成23年度第1回「森林の未来を考える懇談会」を開催させていただきます。よろしくお願い致します。</p> <p>はじめに、福島県農林水産部次長より御挨拶を申し上げます。</p>
農林水産部 次長	<p>森林林業担当次長でございます。</p> <p>平成23年度第1回「森林の未来を考える懇談会」の開催にあたり、ごあいさつを申し上げます。</p> <p>皆様には委員就任についてお願いいたしましたところ、快諾をいただき心より感謝申し上げます。</p> <p>委員改選後初めての懇談会となりますが、皆様には今後約一年半にわたり、県民の参画と透明性の確保を図るため、森林環境税を活用し取り組む事業に対して意見や評価をいただくこととなります。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>さて、3月11日の東日本大震災から8ヶ月が過ぎましたが、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の放出によって、本県の豊かな森林が汚染され、林業事業体などの生産活動や森林とのふれあいが制限され、さらには、放射性物質による風評被害も依然として続いております。</p> <p>こうした中、県は、本年8月に「福島県復興ビジョン」を策定し、県民の皆様と思いを共有しながら、一丸となって復興に取り組んでいるところであります。</p> <p>県土面積の7割を占めている森林は、震災からの復旧・復興資材となる木材の生産に加え、再生可能エネルギーとしての木質バイオマス利用も含め、その活用について期待が高まっているところであり、さらには、水源のかん養、土砂災害の防止など、さまざまな公益的機能の維持増進も重要な課題となっております。</p> <p>この森林環境の保全と、森林を守り育てる意識の醸成を図るため、本日の懇談会では、第1期の事業実績と、第2期事業の事業概要等を説明させていただき、委員の皆様のご意見を賜りたいと考えております。</p> <p>限られた時間ではありますが、委員の皆様には、闊達な御議論を期待申し上げます。あいさつと致します。</p> <p>本日は、よろしくお願い致します。</p>
司会	<p>次に、お手元の資料の確認をお願いします。</p> <p>本日本配りしております資料は、別紙配布資料一覧のとおり、懇談会次第、出席者名簿、座席表、そして議事に係る資料1から5までとなっております。</p> <p>ご確認いただけたでしょうか。</p>
司会	<p>次に、今回、新たに委員に就任いただいた方も多いため、着席順に自己紹介をしていただきたいと思います。まずは菊池委員から時計回りをお願いいたします。</p>

す。

菊池委員

福島大学の菊池と申します。本日は、よろしくお願ひ致します。

小椋委員

南会津郡の南会津町から来ました。舘岩村の林業振興協議会と言うことでまいりました。小椋能子と申します。よろしくお願ひ致します。

薄井委員

福島市から来ました薄井浩と申します。私の仕事はNPO法人福島県もりの案内人の会の、私は総務担当の理事ということで今日はお邪魔させて頂きました。よろしくお願ひ致します。

五十嵐委員

大沼郡三島町から来ました五十嵐と申します。この3月まで三島町役場に勤務していましたが、退職ということになりまして、振興センターの元事務局長を勤めたということもありまして、振興センターの方から是非応募して下さいというお誘いがありましたので、応募したところ委員ということになりました。どうかよろしくお願ひ致します。

石川委員

天栄村立牧本小学校の校長の石川逸子と申します。この8月1日付で校長に着任いたしました。7月31日までは福島市立飯坂小学校の教頭をしておりました。その前は月舘町立、今は伊達市立になりましたけども、小手小学校というところにおりまして緑化の方を推進させて頂いておりました。本日はよろしくお願ひ致します。

岡委員

公募委員の岡と申します。南相馬市原町から伺いました。7月頃まで避難してまして、9月直前になって解除になるという事で帰って来まして、現在南相馬市の原町というところにいます。除染騒ぎで市は大騒ぎしておりまして、帰ってない方が多というのが実状のようです。

今日は森林のことについてということですが、NPO法人みどりと花の大地学園というのをやってまして、植樹をしたり花を作ったり花を植えたりする団体でして、関わりがありますのでよろしくお願ひ致します。

星委員

NGOの福島県自然保護協会の星と申します。今のところ福島市に住んでいます。どうぞよろしくお願ひ致します。

司会

委員の皆様ありがとうございました。

なお、県の職員紹介につきましては、時間も限られていることから、お手元の名簿並びに座席表をもって替えさせて頂きます。よろしくお願ひ致します。

また、本日は都合によりまして、木田都城子委員、佐藤正博委員、新城希子委員が欠席である旨、御報告を致します。

まず、議事に入る前に、座長の選出を行います。「森林の未来を考える懇談会設置要綱」第4条には、委員の互選により選出するとしておりますので、委員の皆様のお意見を伺いたいと思います。

はい、お願ひ致します。

石川委員

今回初めて委員になったものですから、今まではどんな風にやられていたのか

と、それから事務局案がありましたらお願いしたいと思います。

司会 前回までの座長は福島大学経済経営学類教授 菊池壮蔵委員にお願いしておりました。事務局としましては、当懇談会の設立以来の委員である菊池委員に、引き続きお願いしたいと考えておりますが如何でしょうか。

各委員 (異議なしの声)

司会 それでは、座長を菊池委員にお願いすることと致しまして、議事については菊池座長に進めて頂きたいと思います。それでは、お席の方をお願い致します。

菊池座長 菊地ですが、議事を進めさせていただきます。お手元の既に配付されている資料と、議事についての書類がありますので、それに沿って進めていきたいと思っております。

議事の進め方ですけれども、資料に沿って事務局の側から内容の説明を頂きまして、それに対して各委員の皆様にご質問とか御意見とかを伺っていくという、そういうスタイルでやっていきたいと思っております。

それでは、まず最初に23年度懇談会の役割と、23年度懇談会の開催スケジュールについて御説明頂きたいと思っております。資料は1と2だと思っておりますがよろしくお願ひします。

森林計画課長 森林計画課長です。よろしくお願ひ致します。資料に基づいて御説明します。

それでは資料1 懇談会の役割です。先ほど司会の方からも説明しましたように、懇談会の委員が10名、その内6名が新たに選ばれたということですので、改めて懇談会の役割について説明致します。

森林環境税ですが、森林環境税につきましては平成18年度から導入されまして、県民一人一人が参画する新たな森林^{もり}づくりに取り組んでおります。

条例には、水源のかん養や県土の保全と県民の福祉向上に資する森林の有する公益的な重要性に鑑み2つの目的があります。

森林環境税は、森林環境の保全と森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成という、大きく2つの施策に要する経費に充てることになっております。

「森林の未来を考える懇談会」設置の目的の2番目ですが、これは税を財源とする事業における県民の参画、透明性を確保するために設置するという事になっております。

また、設置要綱第2条の所掌事項ですが、森林環境税を財源とする事業に対する意見、それから事業の評価などに関する事項、その他の事項について検討を行うものとなっております。

イメージをして頂くため、2ページの森林環境税の運営イメージというのを御覧頂下さい。

森林環境税につきましては、基金に一旦、積み立てをし、その基金を取り崩しながら基金事業を展開します。その事業執行については右側中段にあります「森林の未来を考える懇談会」によって事業に対する意見、評価を行う仕組みです。

先ほど申し上げましたが、税の目的である森林環境の保全、森林づくりの意識の醸成という、2つの大きな事業を展開しているということです。

1ページに戻って下さい。事業ですが、ここには記載はされておませんが、森林環境税が充当して行う事業は、大きく分けまして県が行う事業と、市町村が行う

これが良いか悪いか、分厚い資料を頂きながら、家でもこれが良いか悪いか評価してここに持って来て、それから会議ということがあったのですが、そういうのは今後ありませんで、県でちゃんとして、実際このようにやりましたということの評価する、そういう形に懇談会を持って行く、そういう説明と受け取ったのですが、それでよろしいでしょうか。

森林計画課長

はい。結構です。

菊池座長

この場合の評価というのはどういうイメージですか。「これは支出してしまったのだけれども、やっぱりまずかったのではないか、来年は止めましょう。」という様なことは言えるのですか。

森林計画課長

それにつきましては、事業の成果を見て、これはやり方を変えた方が良いかということがあれば、その意見を聞きながら見直しをしていくという方向にすることです。

菊池座長

委員の半分以上が替わったというのは、そういう意図に基づいてということになるのですか。新規に入れ替えたということは、10分の6が新しい委員になっておりますが。

農林水産部
次長

委員を半分以上替えさせて頂いたのですが、広く県民の声を聞くという観点から同じメンバーで第2期もやるということではなく、新たに色々な階層の方から、新たな観点で御審査頂くということで、今回改選させて頂いたということです。

菊池座長

他に、只今の1、2について御質問・御意見ありますか。なければ、次の議題に入って行きたいと思います。

それでは、資料3と資料4に関わって、第1期の事業実績と、それから第2期の事業概要について説明頂きたいと思います。よろしくお願い致します。

森林計画課長

それでは、資料3で事業の実績、資料4で事業の概要という事で説明します。

まず、資料3を御覧下さい。平成18年度から22年度まで、これが第1期と考えておりますが、基金事業の枠組、実績ということで記載されております。

税金は53.52億円の税金がありました。それを充当しまして様々な事業を展開してきたということです。

大きく分けて、県事業と市町村事業に分けて展開してきました。先ほど税条例の説明は省略いたしました。税条例で掲げている2つの基本目標があります。それは、森林環境の保全ということと、森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成という2つの基本目標があります。この基本目標に沿って、7つの施策分野における事業を展開してきたという事です。

その7つの施策分野というのは、この表の中の、森林環境の適正な保全というのが1つ。それから森林資源の利用促進、右側の県民参画の推進、森林文化の継承、その下の森林環境の調査研究、森林環境基金の運営、それから市町村が行う森林づくりということで、7つの施策分野で事業を展開してきました。

この7つの施策分野で事業を展開し、最終的には先程のイメージの一番下を書いてありましたように、「豊かな森林文化のくに・ふくしま」というものの実現を目

指すということになっております。

基金事業につきましては、税収から徴収の事務費を引きまして49億で実際の事業展開してきました。その下に事業費58億になっておりますが、これは国庫補助事業を活用しておりますので、事業費そのものは58億になるということです。

県事業が47億円で8割、市町村事業が11億円強で約2割という実績になっております。

一番大きな事業は、森林環境の適正な保全ということで、水源かん養などの機能の低下が懸念される森林整備を、集中的に実施して参りました。それから森林資源の利用促進を実施してきました。

その各事業毎の実績概要につきましては、3ページから少し詳しく整理しておりますので、それを御覧下さい。

3ページです。森林環境の適正な保全ということで、森林整備を重点的に実施しました。対象としていたのは、手入れが行われず荒廃が懸念される公益的機能の高い水源区域の森林について、県営事業及び補助事業により間伐等の事業を実施して参りました。

県営事業では9,000haの計画に対して9,200haほど実施しました。補助事業につきましては5,800ha。併せて約15,000haの森林整備を実施してきたということです。その下に写真がありますように、間伐をすることによって、林の中に光が入り、下層植生が豊かになって機能が高まっているのが御理解頂けるかと思えます。

次に4ページでは「森林環境適正管理事業」ということで、森林GISの整備。

それから5ページの間伐材の搬出支援ということで、間伐材を有効に活用するために、林内から搬出するための支援を行ったり、路網整備等について支援をしてきました。そういった事業を展開し、間伐材の有効活用を図ってきたということです。林地に残るような間伐材を、できるだけ少なくしてきたということです。

6ページ、今度は、そういった木材を有効に活用していくためには、やはり使うことが大切であるということで、様々な支援を行ってきております。県有施設の木造・木質化、木材製品の利用展示をするような「ほっとスペース」の創出。それから木質バイオマスということで、ペレットストーブの導入を図って参りました。

7ページは「カーボンオフセット普及促進事業」ということで、低炭素社会に向けての推進を図るためには、県民及び事業者に対するカーボンオフセットに関する制度の普及、オフセット事業申請に向けた支援を行って参りました。

それから、8ページは「低炭素社会づくりの推進事業」です。

9ページ、これは「森を木づかうふくしま住まいる事業」で、1戸当たり30万円の補助をするということで、応募件数181件と多かったのですが、1,500万円の予算の範囲内で、50戸に対して補助を行いました。

それから10ページです。「県民参画の推進」ということで、小中学校での環境学習を積極的に取り組んで頂くため、こういった活動に支援をしてきております。参加者等については、実績を御覧頂きたいのですが、かなり好評で取り組んで頂きました。

11ページでは「ボランティアに対する支援」というのも行って参りました。

それから12ページ、環境学習等を開催するには指導員と言いますか、それをサポートする人が必要だということで「もりの案内人」というのを養成して参りました。

それから13ページは「みんなで育てる松林整備事業」ということで、県民参加で森林づくりの実践をしていくため、いわき市の方でクロマツの植栽を行ってきたと

ころです。

14ページは「環境教育指導者養成セミナー」ということで、こういう事業を実施しております。また、それぞれの個別学校においても体験的な森林環境学習を実施しております。炭窯作り、炭焼き等も実施して参りました。

15ページは「緑化推進事業」ということで、年1回行っております林業祭の支援も行っております。

16ページは「ちびっ子自然保護レンジャー活動推進事業」等の内容となります。

また、17ページは「森林文化のくに・ふくしまの創造」を目指して取り組んできたという事で、5カ年の集大成として「ふくしま森林文化企画展」というのを実施しました。一番下に書いてありますが、博物館であるとか、アクアマリンですとか、県内の文化施設等5館連携で文化企画展を実施し、約11万人の来場者があったということで、大きな成果をあげることができました。

それから、18ページが「市町村が行う森林づくり」ということです。市町村が行う森林づくりにつきましては、県から市町村に交付金を交付しまして、その交付金で自由度の高い創意工夫を凝らした森林づくり等に取り組んで頂くため行っているものです。

森林環境交付金には、森林環境基本枠と地域提案重点枠があります。

基本枠については、全ての市町村に一定の算定基礎に基づいて配分をし、それを自由に使って森づくりに取り組んで頂きます。それから重点枠というのは、市町村が独自の考えで事業を計画し、それを申請して頂いて県が審査をし、そして計画に見合った事業費を配分するというのが重点枠です。

先ほど言いました様に、この事業枠の採択に当たってのご意見を第1期では色々懇談会の中でお伺いしてきたということです。

事業の実績内容が、18、19ページにあります。

20ページには、調査研究等も併せて様々な調査研究を実施している内容です。

それから、22ページ森林環境基金の運営ということで、森林の未来を考える懇談会等運営についても、この基金運営の事業の中で行なっているということです。

実績については以上です。

次に第2期対策です。これは資料4で説明します。

第2期対策につきましては、枠組み等については3月の震災前に決定をしており、その内容で展開をしようという事で事業を考えてきた訳ですが、それまでにはタウンミーティング等によって県民の意見ですとか、市町村の意見、当然県議会、審議会、この懇談会等の意見を色々お聞きしながら、第2期対策というものを構築して来た訳です。

ただ、条例そのものの森林環境の保全と森林づくり意識の醸成、この2つの大きな基本目標、それから2つの施策分野の枠組みといったものについては変更はしておりません。従って、県事業・市町村事業というやり方は従来どおりです。ただ、事業内容につきましては、市町村等からの要望もありまして、内容を改善をしながら第2期対策は進めて行く予定です。

それが1ページです。1ページには、これまでの対策と第2期の対策ということで比較しております。これまでの対策というところで、一番重点的に実施している森林整備について、ここには書いております。

これまでには水源区域の森林、民有林について実施して参りました。執行方式については委託方式で、事業主体が県でという事で実施してきております。

第2期対策につきましては、色々な意見を聞きながら改善をし、ここにあるよう

な考え方で進めることで、既にスタートしているところです。対象区域につきましては、水源区域に加え山地災害防止、水源かん養機能を重視する民有林ということで少し拡充しています。

実施面積については、第1期については9,000haということでしたが、若干の増としまして10,000ha。執行方法につきましては、これまでは委託でしたが各事業主体の計画に対する10分の10補助方式に変わっております。森林所有者・事業者・県という三者協定を取り交わし進めるという事です。これが大きく変わった森林整備の内容です。

2ページでは、7つの施策分野毎に2期対策はどう変わったかということで説明をしております。赤で書いてある部分、これが第2期対策で変わった部分です。繰り返しとなりますが、条例に基づいた2つの基本目標と7つの施策分野という枠組みは変わっておりません。森林環境の適正な保全というところでは、水源区域に加えて、山地災害防止の機能発揮を重視するということも拡大しています。

それから、森林資源の活用による低炭素社会づくりにつきましては、県産木材使用住宅等への支援が加わっておりますし、これまではペレストーブだけが補助対象だった訳ですが、第2期からは薪ストーブの導入にも支援をして行こうとなっております。

次に、市町村が行う森林づくり等の推進につきましては、第1期において市町村が行う森林整備については、重点枠ということで実施してきた訳ですが、市町村が独自の裁量で事業が実施出来る様にという事で、市町村の身近な里山等の整備をする場合については、県に計画申請する重点枠ではなくて、基本枠で出来る様にということで内容を変更しております。当然、市町村への配分も増やしております。

それから県民参画の推進、森林文化の継承、調査、そして運営ということで23年度以降の環境税を活用した事業の展開を考えております。

3ページには、当初では2ページのような枠組みで事業を実施する予定だったのですが、3月の大震災の影響により税収が見込めるかどうか分からないという状況があって、しばらく執行を保留することを余儀なくされました。

8月時点で一定程度の税収確保が見込める等ということでしたので、9月補正で震災復旧や復興の観点から、当初考えていたものに対して重点選別化を行なって、なおかつ事業規模を見直しながら組み替えを行いました。

枠組みのところに9月補正と書かれてあるのは、そういう意味です。金額の括弧書きになっている部分につきましては当初予算です。当初予算からは、かなり変動しておりますので、御確認頂きたいと思います。

県事業が7億、市町村事業が3億というようなことで、市町村事業につきましては、復旧・復興の観点もあって、積極的に取り組んで頂くため、当初予算と同額の3.99億円の事業費で当初計画どおり事業を執行して頂きたいと考えております。

従いまして税収が減った分、県事業を減らしているということです。これが事業の内容です。

以上、簡単ですが、23年度事業の枠組みです。

菊池座長

ありがとうございました。資料の3と4についてなのですが、第1期の事業が平成18年から22年までの5年間、トータルでこういう使われ方をしてきたという事の説明。それから資料4が今年度から始まった第2期の事業内容は、一部は執行されてる訳ですが、こういう形で執行される予定であるという御説明でした。

イメージとしては、5年間の税収が50数億円ですから、毎年森林環境税としては

10億円位が入って、そのうち第1期の場合は8対2ぐらいの割合で、県と市町村が事業費を使うとこういう形でやって来たという事だろうと思います。

第2期に関しては、やや減っているのですけれども、今年度の場合には7対3と言う形で市町村がやや増え、県がやや減っているという説明だと思えます。

また、税金をそのまま渡すのではなく、とりあえず基金を設定しまして、その基金の中から毎年支出するという、ワンクッションを置く形になっています。

これは、何でそういう形にしたのかという理由について、一言で説明できますか。

森林計画課長

税込全体がはっきり初年度で決まる訳ではなく、毎年の税込も何期かに分けて入ってくるという事もありますし、また事業そのものも、必ずしも当年度で実行できるとも限らないということがあります。

また、森林環境税は特定の目的に使用する財源ですので、明確に区分して事業が行えるよう基金方式としています。

あとは継続的な実施が必要なものもあるため、使い切れないものについては基金に置いておくというような考え方でやっています。

菊池座長

要するに税込をそのまま補助に廻すという話になると、年度内に消化しないといけないとか、繰り越せないとか、足りなくなった時という運用の柔軟性に欠けるといふこと。それからこの懇談会の当初の段階で盛んに議論されたのですが、現在の福島県、日本全国そうなのですが、森林の状況というのは相当疲弊しているため、相当額の税金が投入されているのですね。

昔の記憶を辿ると、福島県内でも相当の税金が色々な形の補助金とか援助金とかという形で投入されていて、なおかつ、こういう森林の状況がなかなか改善されない状況があって、新しく森林環境税を導入しようとしても、毎年10億くらいだと。そうすると新しく積み増される森林環境に対して投入される基金としては、今までのおおよそ10分の1位だろうと思われまふ。

その10分の1をさらに追い銭のようにして同じような部分に投入しても、余り意味は無いだろうという事で、これまでの補助事業や補助金制度の中で費やされてきた部分に二重にお金を支出するのではなく、今までの税金では支出できなかった様な部分に重点的に使っていこうという様な、基本的な考え方がありました。

そこで基金という形をとって、かなり柔軟に支出ができ、なおかつ他の予算枠で執行できるところには、出来るだけ出さないようにしようという考え方があったかと思えます。

元々は税金なのに何故、例えば森林環境の保全のために民有林に対してお金を出すのかという、元々経済財なのに税金をそこに投入するというのは、おかしいのではないかという意見もあろうかとは思いますが、これについては一言で何か説明出来ますか。

森林計画課長

資料1の2ページの森林環境税の運営イメージを御覧頂きたいのですが、座長が御指摘のとおり、国庫補助事業等これまでも色々な事業で森林づくりやってきましたものに、また重複してやるのですかという様なことについて当時議論がありました。従って、従来行っていたものの財源振り替えであるとか、二重に事業展開することは避けるという様な事で、当初から事業を進めております。

それが一言でいうと「県民一人一人が参画する新たな森林づくり」ということで進みます。新たな手法や新たな考えで行う部分に、森林環境税を投入するという事で進

めてきた訳です。

当然、目標としては「豊かな森林文化のくに・ふくしまの創造」になります。

また、ここには書いてはありませんが、平成17年に新たな森林づくりに取り組むため県民共通の「合言葉」となる「県民憲章」というものも制定しております。

菊池座長

それでは資料3、4に関わって、委員の方々から何か御意見等ございますか。

岡委員

対象区域は、今までは水源区域の水源区域という名称より広く山地災害防止が入ってきたと、そこで今度の3月11日の地震災害によりまして、海岸線が相当の被害を受けていて、これはおそらく国の営林署の管轄かと思えますけれども、県としてもその接点をどういう風に持って、というのは各市町村が復興プランということを考えていまして、防波堤を作るということは勿論ですけども、その陸側にも津波対策の森林を作ろうとしている訳です。

そこにNPOあたりには、ボランティアで植栽してくれないかという話が既に来ておりますので、そういう場合には国営の事業と県営の事業と上手く摺合わせをして頂きたいと思えます。

今までは我々のNPOでも山地の方ばかり目が向いていたのですけれども、少し海岸線のことも考えて減災を考えるということも必要じゃないか思いまして、その辺、県も少し海岸線の林地に関わって擦り合わせていくのかという考えを持って頂きたいということ。

また、海岸線という大体国営でやる訳ですけども、その時に県としてもどうフォローしていくのか、その辺がこの次期対策の中にそういうことも含めていらっしゃるのかどうか、お聞きしたかったのですが。

菊池座長

資料の3の13ページのところに、実はいわきの海岸にクロマツを植栽しているという経験が紹介されていますよね。

星委員

実は、私もお話申し上げたいと思っておったのですが、13ページのところにみんな育てる松林整備事業ということで、海岸のところに、いわゆる海岸防災林をつくるということは今までやってきたことなのですが、実は福島県の国有林は関東森林管理局の管轄になっているのですが、そこに海岸のところの国有林どうなっているのかということ質問しましたら、福島県の海岸の国有林は松川浦と新舞子のところだと。そこには海岸防災林があったのだけれども、松川浦の方は幅が非常に狭かったので全部やられたとお聞きしました。

新舞子の方は写真なんかも発表しているのですが、幅が広がったので漂流物を受け止め、大きなコンクリートの容器みたいなものを全部防災林のところに引っかけて災害の拡大するの防いだという効果もあったそうです。

それは、関東森林管理局が発行している広報誌で、「関東の森林から」というのですが、その中に書いてありました。今後、国有林内については早急に幅を広げて作るというようなことを、国有林は林野庁が責任を持って防災林をつくる。何百年後また来るか分からないけれども、相当長期計画でガッチリしたものを作りますということを謳っています。

県の方だと公有林とか、民有林になるのですが計画的に今から森林環境税をある程度使って、海岸防災林を再生させるという方法も、力を入れて貰えば有難いと思うのですが、今年じゃなくて、来年、再来年と先の話になります。

菊池座長 みんなで育てると子供達が一生懸命植栽した松ですけれども、これは壊滅しましたか。

森林計画課長 みんなで育てる松林整備は、県民参画により森林づくりを行うものであり、先程話のあった国土復旧とか海岸復旧という公共工事という捉え方では無い事業です。

森林保全課長 今ほど海岸防災林のお話がありましたので、現状を若干御説明させていただきます。
今回の震災の中で福島県の海岸防災林、海辺の森林の中で保安林として指定しているものですが、これらについては潮害防備とか飛砂防備とか風害とか、また保健休養とかというようなことで、多岐に亘った機能を持ちながら保安林の指定をして守ってまいりました。
それらについては、福島県の海岸線158km位あるのですけれども、今回、民有保安林の部分は36km、261ha程があります。保安林には民有保安林と国有保安林がありますけれども、先ほど国有林の紹介をされていまして、基本的には民有保安林ですと、底地は一般の森林所有者、または市町村なりが持っている場合もありますけど、そこをお借りして保安林の維持造成をしているという事です。
今回の災害の中で、南相馬を含めまして127ha程の被害を受けました。被害額について81億ということで公表しておりますけれども、特に松川浦周辺の森林につきましては、国有・民有保安林が半々ぐらいで、民有保安林の方が若干多い位なのですが、その部分が根こそぎ被害を受けました。
今、災害復旧の事業によりまして、公共事業でまずは護岸の整備を行った後、防災林造成事業という治山事業によりまして、植栽をして原形に復旧するよう取り組んでおります。
確かに南相馬のように林帯幅が50mとかいう狭いエリアにつきましては、先ほどお話があったように全部が流された部分がありましたが、一方では、いわきの新舞子では、捕捉機能とか海岸防災林があったおかげで、水田とか人家の方に影響が少なかったという減災効果があったということも、国の検討委員会で報告されております。
その中で、だいたい200m位の幅を持てば、そうした効果を発揮できるのではないかなという報告がありまして、現在50mものを200m位に出来ないかという事で、市町村の町づくり計画の復興計画と合わせまして、そうした検討をして頂いているところです。
今後は、海岸防災林復旧事業などの公共事業も、それらの町づくりの計画に是非入れて頂いて、早期復旧を図っていきたいと考えておりますので、御理解頂ければと思います。

菊池座長 よろしいですか。他にございますか。

石川委員 どこでお話していいかと思っていたのですが、学校関係ですと、森林環境学習というのが指針されているのですね。本校でも学校林を持っておりまして緑の少年団で活動をしていく訳なのですが、今年度に限っては学校林に入ることがどうなのかということで、保護者の方の御理解を頂くのが大変厳しい状況にあります。
今、学校林そのものの空間線量ですとか、土壌はどうなっているのかだとか、木そのものがどうなっているのか、まだ未知数の部分が多くて、私たちが教育現場に

いる者も、学校林に入っの学習というのを今、控えている状況なのですね。

子供たちに森林環境学習をさせる時は触れますし、手で触れたり、触ったり、それから、そうしたところから取ってきた物で活動したりする訳なのですが、今年度は、とりあえず間伐材の表皮を剥いで水洗して乾燥させたものを、郡山のハイテクプラザで見て頂いて、安全性を確認して使わせて頂いた経緯もありまして、今後、学校林に関する教育の活動する場としての学校林の安全性みたいなものは、どんなふうな形で確保されていくのかということについて、お伺いしたいと思います。

菊池座長

これは、本日の議題の中の最後の森林環境を取り巻く情勢についてで、除染についての御説明があるかと思しますので、そこでもう一度議論したいと思います。

それでは、第1期の事業実績と今期第2期の23年度の実施について、概要についての御質問ございませんか。お願い致します。

五十嵐委員

資料3の実績についてはもう既に終わった事なので、それについての議論よりも、問題はこれから第2期対策をどうしていこうとするのかということが一番大事だと思うのです。直接この環境税の事とは関係ないのかもしれませんが、今年度中に国の方も方針を変えたと聞いております、森林経営計画を今年度中に立てる市町村の動きがあるかと思いますが、その進捗度というものを、どのように把握されていて、それとこの環境税が、どのような関係性と見ておられるのかお伺いしたいと思います。

森林計画課長

資料4の1ページの事業主体のところを見て頂くと、林業事業体、例えば森林組合等となるのですが、森林組合等が個人の森林を受託しながら森林経営計画を立て、こういう間伐や整備をして行きますという所に対して森林環境税で支援をしていくというのが、ここでいう10分の10補助方式という事で進めているところです。

森林経営計画そのものも、森林組合が主体となって取り組んでおりまして、その森林経営計画の中で森林環境税を導入した事業を行ったり、国の補助事業を導入した事業を行ったりということで、1つの大きな何十haという計画区域の中で色んな事業を導入してやっていくというのが、森林経営計画を主体とした事業の進め方と考えております。

そこに対して森林環境税の支援もすることとなっています。

森林経営計画の樹立につきましては、森林整備地域活動支援交付金という事業があるのですが、各組合が今、そういうものを活用しながら、森林所有者に対して働きかけを行って事業を進めているところです。その活動支援交付金で3.1万haを予定しておりまして、経営計画の取りまとめとかをして頂くという事で、現在のところ概ね順調に進んでいます。

菊池座長

五十嵐さんどうですか、質問の意図とずれていませんか。

五十嵐委員

森林経営計画、これが、どれだけ精度が高く出来るか出来ないかで、県が狙わんとしているところを、実際担保できるのかなというところが、非常に気になっていたものですから、今回の震災や私共の只見川筋も水害に遭いました。そういうことで、遅れているのではないのかという思いがしたものですから、お伺いしたものです。順調にいつているということであれば、山の整備も進むのかなと期待したいと

思います。

菊池座長

委託方式と補助方式とはどういう風に違うのですか。

森林整備課長

委託方式は、実際に間伐作業する森林そのものを県が探し、県が事業主体となって間伐が出来る事業体に委託発注して事業を実施する仕組みです。

10分の10方式というのは、森林経営計画を立てる林業事業者が、自ら間伐の必要な森林を見つけて森林所有者を取りまとめ、5年間の実施計画を立て、それに基づいて実施した実績に応じて、県から補助金の形で経費を支払う仕組みです。

菊池座長

分かりました。

岡委員

今まで疑問だった事なのですが、間伐材を利用した計画で今年は五台山という山を、市町村の個別事業で整備しようとしてたのですが、20km圏内に現在あるものから入れず、今年中止になったのですけれども、間伐材を利用して看板を作ったり、杭だとか土留めを作るとい、五台山の案内板を作ったり、土留めを作ったり、階段を作ったりというような計画をしてたので、今年出来るかなと思っておったのですが、災害で出来なくなった。

そういう場合は市町村の事業で一応市町村が手を挙げて頂いて、やることになっていたのですが、そういう場合今年度の繰越し事業というのか、そういうのは扱いはどのようになっているのでしょうか。

去年までの5ヶ年計画ですと20%ですよ、県事業が80、市町村が20%ですよ。今度のをみると、30%、7対3になっているので、それは我々としてはもっと増やして貰いたいと思ってたので、10%増えましたこれは良かったと思います。

菊池座長

これは、金額的に増えているのですか。

森林計画課長

増えています。例えば、先ほど言いましたように、全ての市町村に配分する基本枠というのがありますが、それはこれまで森林割、小学校の児童割ということで算定しておりました。

これまではトータルで7,000万円程だったのですが、今年度は算定手法を変えまして、市町村の財政力指数であるとか、国有林も地域の山ということで算定基礎に入れまして、あと中学校も入れて算定するという事で、算定方式を変えました。

これまで7,700万円位だったものが2億円位の基本枠があります。3倍ぐらいになりまして、それらを自由度の高い事業に市町村が展開出来るようにしたという事です。

菊池座長

各市町村でどれ位のお金が交付されるのかという資料は、いずれ出して頂けるのですか。次の会議の時でもいいと思いますけども、おおよそこんな感じで全県に配布してますという事を、委員の皆さんが知っている方が良いと思います。

この懇談会自体が、そんなに頻繁にある訳ではありませんので、何か途中でお気付きの点があったら、遠慮なく県に電話かけるなりメールするなりして、自由に資料請求して結構だと思います。透明性といいますか、コンプライアンスですから。

他にありませんか。

星委員

一番最後の資料5の方に関連するかもしれませんが、先ほど石川委員の方からも問題提起がありました。第1期対策の実績について16ページのところ「ちびっ子自然保護レンジャー活動推進事業」があるのですが、実は森林環境税を使う時にですね、民有林を主に対象にするということだと、一般の県民にはお金が廻らないのではないのではないかと。ソフト事業として森林環境学習をして貰うのだということで、相当そちらの方お金を廻してもらったという訳なのですが、今年は原発事故の関係で放射線の問題が出てきたのです。

それで、私供も自然観察会をやりませんで、中止、中止で来ているのですが、いつまでも中止ではまずいということで、色々考えてみたところ、実は南会津というのは非常に放射線が弱いのですよね。

田島あたりの放射線量というのは東京の新宿より弱いということで話題になっておりまして、私はそこで生まれ育ったのですが、風が通らなかったみたいですよ。尾瀬も低いようです。

南会津全部ということでは無いのですが、非常に低いところが多いということで、実は去年、南会津地方振興局と南会津教育事務所と南会津農林事務所で相当予算を取りまして、尾瀬を学習の場所に選んで貰いたいということで補助金を出したりしてやった訳なのです。

それで、直接先生方にも勉強してもらおうということで、尾瀬学習ナビ・ブックを作ったのです。大急ぎで今年の3月発行ということで、途中で震災にあってしまったのですが、しかしこれは計画どおり、桧枝岐で会議を行って慎重を期して、こういうのを作った訳です。

これを大いに利用して貰って、心配なく南会津の方に行って学習してもらおうというような風に持っていくと、暫くの間いいのではないかなと思う訳です。

森林環境税も、ちびっ子云々で去年実施した訳で、今後も何らかの形で、こういう形のところに県の教育委員会とドッキングする形になるのですが、南会津を環境学習の拠点みたいに持って行ってもらうと良いのではないかな。

そのうちに放射線が弱くなれば、どこでも自然活動が出来るようになるのですが、暫くはちょっと無理ではないかなという感じております。

菊池座長

今のは次の議題に関わっての話だったと思うのですが、これまでの3、4部で他に。

五十嵐委員

1期対策では枝打ちは、この事業に該当しないという経過だったと思うのですが、2期対策も引き続き同じなのではないでしょうか。それから、林業事業体と御説明が先ほどありましたが、森林組合さんは当然のことながら、この林業事業体というものを、かつて林野庁の方でもフォレストコミュニティみたいな形で地区を一つの林業事業体イコールで無いにしても、事業主体となりえるような政策があったと思うのですが、そういうものに習ってもう少し林業事業体という概念を広げていくような、お考えがあるのか無いのかによって、地元の方の動きも変わってくると思うのですよね、市町村も含めて。その辺はいかがなものかお伺いしたいと思います。

森林整備課長

枝打ちについては、この森林環境基金では間伐が手遅れになり、地面に光が入らないことによって、低層の草や木がだんだん消え土砂が露出して流出しやすくなっている状態を解消して、雨による土砂の流出を防いだり、森林の地表をもっと良くすることを目的としていることから、森林整備事業は間伐を対象にして継続して実

施いくことにしております。

菊池座長

例えば、非常に柔軟に考えると、「枝打ち間伐十字軍」みたいなものを組織して、そして「この森林はちょっと暗いから枝打ちさせて欲しい」みたいな民間の集団を作って、全県あちこち回って歩いて枝打ちしますの様なものが、もし出来たとして、そういったところは事業体として、県に補助してと言われたら出すのかどうかなのですか。

五十嵐委員

なぜこのような事をいうかという、実際に県で伐り捨て間伐をやったような所についても、正直な話、あまり地元からは歓迎されないという意見があります。否定する訳ではありませんよ。けれども、やはり美しい森林を作るべきだと思うのです。針葉樹であれ広葉樹であれ。それが地域の人の森林になってくる。

それでも、なかなか高齢化が進んだりして大変だということもあるのですが、どうしても間伐だけだと、なかなか美しくならないのですね。

ですから残った木をしっかり保全機能を持たしたり、あるいは財産機能を持たしたりするには枝打ちが私は必要だと思ってます。

この枝打ちが、この事業で馴染まなければ、何らかの工夫で救済できるような、地元でもいいよという形で、この事業でお金は出さないけれども事業として見込むとかは出来るのでしょうか。

綺麗な森林というのは誰が見ても感動しますので、森林が美しければ景観的にも違って来る筈なので、その辺の何かいい方法がないのでしょうか。

せっかく手入れしたにも拘わらず、それが美しくないということは不評を買う方に行くので、やはり森林を育てるということに繋がらないと、せっかくの事業が生きない可能性さえも生じかねないかな、という気がするものですから。

菊池座長

汚いということは、伐採したままでその辺に置いてあるということですか。それとも作業路が剥き出しになって土が見えるとういうのが、汚いということですか。

五十嵐委員

あの、どうしても残った木が間伐、枝打ちされないのですね。頻度にもよりますが、多くて30%ぐらいですね間伐率が。

そうするとかなり残る訳で、残ったものが前の状態のままなのですね。ですから残った木を枝打ちをキチンとしている必要がある。

当然切ったのは放置されると、今回の奥会津、会津豪雨災についてもそうなのですが、やはり流出してきて里に流れ込んでくるのですね。それで床上浸水した集落もありますので。

伐り捨て間伐は、国自体も自給率50%目指していますから、それはそれなのですが、残った木をせっかくやるのだったら、美しい森林を針葉樹でも確保したいなと思います。

森林計画課長

実は森林整備につきましては、先ほど言いました様に里山整備、市町村が行う森林整備、住民に身近な里山については、これまで実は重点枠でやっていたのですが、それを基本枠ということで、市町村の自らの考えで出来るようにということで、基本枠に移しております。

かつて重点枠であった当時も、例えば郡山市が湖南の道路沿線の景観を大事にしたいということで、景観整備のための間伐などを実施して来ました。そういう事業

が里山整備に必要だということですから、より自由な発想で出来るように基本枠に移しました。

また基本枠の配分枠を3倍に増やしておりますので、市町村が自らの考えで、景観を綺麗にしたいという事であれば、枝打ち等を行う事は自由に出来ると考えております。

森林整備課長

伐り捨て間伐の話は今頂いておりますが、今回第2期対策ではとしまして、自給率を50%に引き上げようとする国の施策と違いまして、県は荒廃の恐れのある森林を解消するのが目標です。伐り捨て間伐もこの事業の対象になり、間伐では、こういう作業という標準歩掛を設定し、切り倒したままではなくキチンと揃えたり、それが後で流失して災害を及ぼさないような措置を取るところまで示すことによって、適切な間伐材の処理を誘導しようと計画しております。

それから、もう1つ今回の目玉になる訳ですが、第1期の事業では、資料3の5ページの写真にありますように、間伐材を林道まで出すための簡単な道を付ける作業路整備事業によって、猪苗代湖の4周分の作業路が作られました。

第2期では、これを継続するとともに、更にこの現場まで直接トラックを乗り付けて間伐材を載せて、低コストで市場に搬出できるような作業道を、低額で作れるように事業化しました。これで有効に森林の資源をフル利用していくことが出来るようになります。

農林水産部
次長

少し補足します。今、委員から間伐材をそのまま置いてしまうという例が多いという事ですが、第1期対策にも実は間伐材搬出支援事業というものがありまして、1立方当たり500円という事で林外に搬出した場合は補助するという形にして、出来るだけ間伐材を林地に残さないようにしようという事で取り組んできました。ただ、場所によっては採算が合わなくて出来ないという事もありますけども、取り組んで参りました。

また、木質バイオマスということで今まで使い様がなかったものを、バイオマスとして使える様になって来ましたので、枝から全部搬出しまして、少しでも利益をあげたいということで、今計画しているところです。

なお、これは手前味噌になりますけども、第1期では、間伐材搬出支援、作業路を作るための支援をしてきてまして、実は、他県でもやはり環境税で森林整備をした際に搬出支援が何も無い、伐りっぱなしだけでやってきたという事で、福島県でこういった事業があるではないかということが、マスコミでも話題になったという話も聞いております。福島を見習って搬出しましょうという話です。

PRになって申し訳ありませんが、そういったものを活用して間伐材を林地内に残さない形で、どんどん利用できるものは利用して貰いたいという考えは持っておりますので、御理解頂きたいと思っております。

小椋委員

今の件で、資料3には間伐した材料が住宅2,500戸分に相当してとあるのですが、間伐材というのは実際どれくらいの直径で、どういうのをいつてらっしゃるのですか。

森林整備課長

間伐と言いますと、日本全体で森林が放置されて間伐が必要だと動き始めた頃はまだ、植林後20年とか30年位しか経っていないと細い木が多くて、従来であれば足場丸太のように使っていた細い材が多かったのですが、今、森林資源は40~50年

生のもものが多くてなっております、間伐材でも柱が取れるような、あるいはそれ以上に中目材と言いまして板にするような、間伐材も出るようになっており、かなり製材工場に運ばれて利用されております。

小椋委員 直径いくつくらいというのは分からないですか。

森林整備課長 20cm程度から28cm程度です。

小椋委員 2期の計画をするにあたり、1期5年間なさってきて内容に関しては、ここで話合わなくてもいいという事でお考えだということなのですが、市町村さんの方で色々な案でやってこれたから、今後は色々なことは市町村独自に出来るように任せたいということが良いのですか。

森林計画課長 県で審査をして採択し、その事業に対して補助金を出していたというのが重点枠でして、その重点枠の中から森林整備については基本枠へ移行して、市町村の考えでやって頂くことになりました。

重点枠そのものの中身が減っていることも確かです、森林整備が無くなりましたので。重点枠の木質バイオマスであるとか県産材の活用などについては、県が審査し採択について判断する、通常の事業の審査と同様な方法を取るという事です。

農林水産部次長 少し補足します。基本枠というのは、森林とか児童数とかで額を出しているのですが、それを何に使っても良いと言うことでは決してありません。

環境税の目的に沿った使い方をして頂きたいということで、県・国の補助事業の地元負担や人件費、市町村施設の維持、修繕に使ったりすることは認めています。

あくまでも環境税の目的に沿った使い方をして下さいということで、今まで5年間実施してきています。そういったことを市町村にも理解頂いて、趣旨に沿った使い方をされて来ているという事で、今回は大きくその自由裁量枠を増やして、実施して貰う事にしたという事です。

小椋委員 分かりました。

もう一つ、先ほど南会津の方は線量が低いということで仰ってたいたのですが、私はどちらかというと栃木県庁の方が近い所に住んでいます。

県内で見ると南会津はそういう位置付けだと思うのですが、あそこに住みますと栃木県とか関東地方の方が凄く、お客さんとしてはいらっしゃるですね。低いとは思いますが、新宿よりも低いと私も返事したりするのですが、やはり福島県という住所を言うだけでイメージが良くないのです。

おいでになる方もかなり減っていると思います。それは5番のお話にあると思うのですが、今、県の話だから県内の視点で見ると思いますが、全国的に見ると南会津もイメージが悪くなってしまっているのです、そういう点で、他県から見た眼でも見なくては行けない。ただ、お子さんが来て学習されるという事に関しては南会津を是非これから使って頂いて、そういう学習をして頂きたいなと思います。

菊池座長 はい。ありがとうございます。薄井委員どうぞ。

薄井委員

建材利用の新築住宅の補助。こういうのは良いことだと思いました。

実は昨日、国際森林年に参加して、色々お話を聞いてきたのですが、今のお話の中で、これも初めてで、なるほどと感心したのですが、復興に際して県の木材を利用するとか、あるいは木材を利用するというのがお話にあって、そうすれば復興には一番いいのだなと思っておりましたら、聞いたところのよと、何か建設業者の中ではプレハブ住宅のシェアが物凄く強くて、県産のものよりもプレハブ住宅を使う戸数が決まっていて、なかなか県の配分が無いということは、それは残念な事だと思っていたのですが、この資料見ましたら、新築住宅の補助があるんですね。

希望する場合、何か基準があるのですか。それをお尋ねしたいなと思います。

菊池座長

これは、50件という予算を付けたけど、180件の申し込みがあったんですね。

薄井委員

申し込みというのは、公募か何かですか。

建築住宅課
副課長

概要だけ御説明させていただきます。名称は「森を木づかうふくしま住まいる事業」という名称で平成22年度に50戸を対象に実施しております。

条件といたしましては、県内の大工さん、工務店を利用される方で、全体の使う木材の2分の1以上を県産材で使用した場合に、1棟当たり30万円の支援金を支給するという事業でした。

公募を行い187件の応募がありまして、有効数うち181件で、実際50戸に支援をさせて頂いたという実績です。

菊池座長

これは、これ今年以降続くのですか。

建築住宅課
副課長

はい。3年間の重点事業ということで、来年度も予定をしています。

菊池座長

枠は増やしたのですか。

建築住宅課
副課長

なるだけ増やしたいということで、努力しております。

薄井委員

大いに宣伝していただきたいと思います。

菊池座長

今年度も実施されるんですね。

建築住宅課
副課長

今年は、震災の影響で実施を見送らせて頂きました。

菊池座長

ああ、そうですか。残念ですね。

ただ、被災者の仮設住宅に、福島産の木材を使った仮設住宅がいくつかあって、どうも災害があった時には、プレハブ協会と協定をあらかじめしてあるので、自動的にそちらが優先されるみたいなのですけども。

県内には、そういった仮設はあるのです。少ないのですけれども。それで隣合せで、こっちも仮設住宅かと聞かれて困ったという話もされていましたが。

もう少し積極的に県産材で仮設住宅にしても何してもやっていくというのが、いいアイデアだと思うのですが、まだ色々な規制がある。

岡委員

今の関連なのですけれども、私の家内の実家の方は津波で流されまして、仮設住宅に入ってるのですけれども、仮設住宅にも色々種類がありまして、国内産だとかカナダ産、アメリカ産ぐらいまでは良いのですけれども、他は合板の品質が良くないのですよね。

よくこういうのを売ってると思うくらいの、パーティクルボードというのは、チップ状で糊でプレスしたようなやつなのですけれども、もうザラザラですよね。

色々なところが入ってきてまして、一番いいというのはログハウスで、福島県産だと言われているのですけれども、ログハウスのメーカーは仮設住宅に一番いいと言っています。

比較的少ないのですね、後半になってやっと出て来たので。それ以前のものは非常に寒いと言われているのです。

合板を作るメーカーが岩手県だとか遠いところにあるのですね。福島にはあまり合板を作るメーカーが無いと言われているのですよ。仮設住宅に間に合うような木材の搬出がされていたら、もの凄い木材の使用量になったと思うのですけれども。

国から指示されるので、県産材は入っていけない、先程ありましたのですけれども、それは地元の業者が言ってますね。

なるべく福島県内に作る場合は入るシステムを作ってやらないと、上手く使えないということはあるんじゃないかと思われるので、うちの兄なんかは仮設住宅に入ってましてピンからキリまでであるという話があったので、その辺、県の仮設住宅に今使っているものは、だんだん後になると合板の中にガラスウールも入っている比較的良いものが使われているのですけれども、今、南相馬で9月以降に建てる許可がおりる仮設住宅は比較的カナダ産が多いです。

林業振興課長

私の方で直接ではないものですから、情報を聞いている範囲でお答えします。

福島県では今年応急仮設住宅で今年1万4千戸以上作っていたと思います。

その中で木造と言いますか県産材活用して、その上で今お話ございましたが、例えばログハウス、それらを含めた仮設も3,500戸、今、現在では5,000戸を超えていたと思います。

他の県だとプレハブという話でありましたが、福島県独自の取組みとして県産木材を活用した仮設住宅、あるいはログハウスも含めて実施しているという話は聞いております。

岡委員

2年後には、あのログハウスを買いたいという希望者がいる。それくらいログハウスが良いのではないですか。

農林水産部
次長

合板、だいぶ質が悪いという話があった訳ですけれども、国内でも有数の合板工場が石巻にありましたが、津波で被災しまして、ほとんどそこで作られなかったという事で、実は国内の中で供給が、がたっと落ちたのですよね。

それが7月から8月にかけて石巻工場が一部再開致しまして、品質の良い製品が出てきた、それでだんだん良くなって来たという事だと思います。

菊池座長

まあ、ログハウスというのはリンカーンが住んでいたのがログハウスで、あれは

開拓者が一時的に住む家という意味で仮設住宅には適しているのかもしれませんが。ログハウスというのは形態としても組み立て、解体するのが簡単ですから。

あまり時間がもう押しておりますので、まだ色々あると思いますけども、後ろの時間が限られていますので、次の最後の議題に入らせて頂きたいと思います。資料の5について御説明をお願いします。

森林計画課長

資料の5で森林環境を取り巻く情勢ということで、森林の放射能汚染、これから除染というのを、どのように考えたらいいのかという事を御説明致します。

まず1ページには文部科学省の航空機モニタリング調査の結果というのがありますが、実は森林につきましては、モニタリング調査がほとんど実施されない状況が続いておりました。

農地とか居住地域については早い段階から調査が行われて、どういう状況だというのは分かっていたのですが、森林については、実施されなかったということで、県として独自に他の機関に先駆けて森林の調査を6月末から実施しました。

それが8ページです。8ページが県が実施した時の林内の1mの放射線量の状況について、4kmメッシュで、会津は10kmメッシュですが調査した時の状況です。編み掛かっているところは原発周辺ということで、警戒区域ですのでここは入れませんので、それ以外の部分について実施しました。

青の濃い所が低いところですよ。オレンジ、黄色、黄緑なんかが高いところですよ。これが県の結果で7月12日に発表しました。

それを4ページに戻って頂きますと、これが文部科学省が実施したものでして、4ページの1m高さの空間線量率という事で、4ページと8ページを比較して頂きますと、ほぼ同じような傾向ですよ。

地上で林内に入って測っても、航空機で測った場合でも、ほぼ同じような結果が出たということです。それがモニタリング調査の結果ですよ。

それを踏まえて、森林の除染をどうしたらいいのかというのが9ページになりますが、9月30日に農林水産省が発表しております。

除染するためには、どのような技術的手法があるのかというのは、まず、今放射性物質の林内の状況がどうなのかということ、まず分析しないと、有効な対策が出来ないだろうということです。

15ページを御覧下さい。スギ林内に分布する放射性セシウム割合ということで、その時点で、どこが一番放射性物質があるのかを分析したものです。スギ林ですので3月の爆発で飛散した時点では、スギには葉がありましたので、葉に38%付いている。あとは林内に落ちているということで、落葉に付いてます。

落葉が被覆しておりますので土壌そのものには、まだ17%ぐらいですよというように結果が出ているということです。

それらを踏まえて、どの様に除染をしたらいいかというのが、10ページです。森林における除染のポイントは、落葉の堆積物を除去すること、それから枝を除去すること事が有効ですよ、と示されております。

それを表にしているのが17ページにあります。除染のポイントということで落葉の除去、林縁部分から20m程度の範囲で落葉を除去をする。それから住居等に接している枝葉を落としましょう、というのが除染の方法ですよ。

参考1にありますように、常緑の場合はスギ・ヒノキの場合は葉に沢山付いております。広葉樹の場合については事故当時、葉がありませんので、ほとんど林床に降り注いだという事で落葉層が高い結果が出ております。

では、除染を今後どうやって進めるのかという基本的な考え方なのですが、国・市町村で役割分担をしております。年間20mSvを超えるような高いところについては国が実施する。比較的低いところ年間1 mSvから20mSvについては、市町村が除染計画を立てて実施する事になっております。

市町村が除染計画を立てて実施していくための財源についても、国は県に対して基金を造成させ、その財源を使って除染を進めるという事になると思います。

森林除染に当たっての課題ですが、対象区域をどこをやるのか、財源はどうするのかということになると思います。

今のところ生活圏から20mの範囲の森林については財源、手法もある程度決まっております。ただ、森林全体については、まだこれからという事です。

それから、森林の除染で難しいのは、森林は水源かん養機能ですとか土砂流出防止機能とか、様々な機能を持っておりますので、そこを大面積皆伐したり、表土を取ったりしますと、災害の危険もありますので十分に気を付ける必要があります。

それから、除染という作業で木を切ったり、落葉を集めたりすれば、大量の廃棄物と言いますか、木質系の未利用材などが出て来ます。それらの処理の問題もあります。

あと、森林の除染については面積が広大であるということで、継続的な取り組みをしていかなければならないという課題もあります。

また、緊急性の問題で、IAEAでは森林の除染に時間・努力を投資する前に、もっと違うところを早くやるべきであり、優先度が低いというような話も聞こえて来ますが、我々としては森林を保全する立場から、何とか早く除染していく必要があると考えているところです。

そういう事を踏まえて、21ページです。森林除染に関する基本方針というものを今検討しているということで、近々決定になると考えております。

森林の除染には住宅周辺の部分と、森林全体と対象は2つあると考えておまして、住宅周辺については財源も手法はある程度固まって来ておりますので、優先的に実施します。それが林縁ぶ20m程度の落ち葉等の除去です。

生活圏以外の森林については、優先順位を設けて計画的に実施していかなければならないと考えているところです。

先ほど、委員からお話がありましたように、学校林とかをどうしていくのだということもあります。今のところ、国等が示している考え方によりますと、森林公園などは常に人が入る場所ですので、そういう場所については生活圏とみなして除染することも出来るという様な考えになっているようです。まだ、こう決定したという話ではありませんが、その様に考えているようです。

ただ、手法については、除伐をしたりどの様な手法が取れるかというのは、今後色々実証しながら、より効果的な方法を探していく事になるかと思えます。

また学校林などの日常的に人が入る場所でないものについて、国が示しているものから推察しますと、市町村の判断が、こうした生活圏以外の除染についても優先させるとの判断をした場合については、除染計画に入れることも可能だとの考えになりつつあるという情報も入って来ております。

いずれにしても、市町村の除染計画に組み込んでいくということが大事だと思っております。

県としても、さらにモニタリング調査を実施していくことが必要であると考えておまして、実は今日から7月の実施と同様な場所で、モニタリング調査を開始しているところです。

また、林野庁は森林空間や土壌について、現在調査を行っておりまして、2月の末にはその結果が公表されると聞いております。森林については空間だけではなくて、森林土壌も生産基盤ですので重要な問題だと考えております。

以上が現在のところの情勢です。

菊池座長

時間が無くなって来ておりますので、この懇談会と今の放射能による汚染がどのように関わるのか一言だけ説明頂けますか。この懇談会で除染について森林環境税から対応するというのはいないのでしょうか。きっと。

農林水産部
次長

本来、放射性物質そういったものについては、東電が責任を持って行うべきものでありまして、県民が負担する環境税は、あくまでも荒廃した森林に対して対応する、あるいは森林を守り育てる意識の醸成に対応するというものです。

森林の除染に関しましては、別の予算でやっていくということで、棲み分けをしていきたいと考えています。

菊池座長

今日は議題というか資料としては配布されましたけれども、ここで色々意見言っただうなのかなという気もするのですが。

農林水産部
次長

今回の説明は、森林の放射性物質の汚染状況がどうなっているか、除染をどうするのか、情報提供としてお話しさせて頂いたということです。

菊池座長

分かりました。最初にこの資料頂いた時に考えたのですが、私は森林内の空間線量というのはあんまり意味が無いのかなという気がしました。

空間線量が高い低いというのは、基本的にはそこにいる人間がどれくらい被曝するかという目安ですから、森林の場合には人は居なくても、むしろ汚染されているということで問題が起こるとすれば、汚染されたものが人の近くにやって来ることが一番問題なので、森林内の空間線量は高くても、例えば生産する木材や木材製品に汚染されてなければ、それは問題は無い訳ですよ。

ですから、むしろ森林の場合には、どれくらいの核種が、セシウムとかその他がどれくらい蓄積されていて、それがどれくらい我々の身近に来る物に移行するのか、あるいは移行しないようにするにはどうしたら良いかというレベルで考えることが、多分大事だと思うのですね。

あとは、空間線量が問題になるのは、そこで作業する人がどれくらい被曝するかですから、全国何処でも何 μ Sv/hとういうことで空間線量だけやっていますけども、その辺を切り分けて対応して頂きたいなと思っています。

それから、せっかく平場で除染しても、汚染されている山から流れてくる水が問題になってしまいますから、その辺の対策を含めて人の住んでる所にどれくらい被曝を減らせるかということと、汚染されたものそれ自体の処理については、2つ切り分けて議論して頂きたいなということを一言だけ話させて頂きました。

色々御意見はあろうかと思いますが、時間が、予定時間30分も経過してしまって申し訳ありませんでした。

他に、最後に何かいい残しておきたい事があればどうぞ。

石川委員

先ほど南会津の方での環境学習については、大変ありがたいお言葉を頂いたのですが、やはり森林の教育は日常の中にあ

ってこそだと思うのですね。

子供達が生活科で一寸出掛けて行って木の実を拾ってとか、そういうところにある訳なので、先ほどお話しがあった様に森林の中の生物とか木の実とか、そうしたものが、子供達に安全かどうかということを確認しないと、なかなか森林環境学習も今の状態で維持することは難しい。形を変えていかないといけない、非常に大変な局面に来ているなという考えは持っております。

菊池座長

はい、どうもありがとうございました。

それでは時間となってしまいましたので、事務局にお返しいたします。

司会

本日は長時間にわたり御論議頂きましてありがとうございました。それでは、これもちまして平成23年度第1回森林の未来を考える会懇談会を閉会させていただきます。本日はまことにありがとうございました。

<以上>